

保安検査の方法を定める告示

平成17年3月30日 経済産業省告示第 84号  
 改正 平成17年9月13日 経済産業省告示第229号  
 改正 平成22年3月12日 経済産業省告示第 49号

冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）第43条第2項、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第80条第2項、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第82条第2項及びコンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）第37条第2項の規定に基づき保安検査の方法を定める告示を、学会その他民間の団体の提案を踏まえ、次のように定める。

保安検査の方法は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

製造施設	保安検査の方法
1 冷凍保安規則の適用を受ける製造施設	1 高圧ガス保安協会規格KHK S 0850-4 (2009) 保安検査基準（冷凍保安規則関係）
2 液化石油ガス保安規則の適用を受ける製造施設（第6号及び第8号に掲げる製造施設を除く。）	2 高圧ガス保安協会規格KHK S 0850-2 (2009) 保安検査基準（液化石油ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。））（当該基準中4.3.1(3)、4.3.1の解説17、4.3.2、7.4(3)及び付属書の部分を除く。）
3 一般高圧ガス保安規則の適用を受ける製造施設（第7号及び第8号に掲げる製造施設を除く。）	3 高圧ガス保安協会規格KHK S 0850-1 (2009) 保安検査基準（一般高圧ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。））（当該基準中4.3.1(3)、4.3.1の解説16、4.3.2、7.4(3)及び付属書の部分を除く。）
4 コンビナート等保安規則の適用を受ける製造施設（次号、第6号、第7号及び第8号に掲げる製造施設を除く。）	4 高圧ガス保安協会規格KHK S 0850-3 (2009) 保安検査基準（コンビナート等保安規則関係（スタンド関係を除く。））（当該基準中4.3.1(3)、4.3.1の解説16、4.3.2、7.1.4(3)及び付属書の部分を除く。）
5 コンビナート等保安規則の	5 高圧ガス保安協会・高圧ガスLNG協会共同規格

<p>適用を受ける製造施設であって、輸入された液化天然ガスを直接受け入れ、当該液化天然ガス又はこれを気化した天然ガスを他の施設に送り出すためのもの（次号又は第7号に掲げる製造施設を除く。）</p>	<p>KHK/KLKS 0850-7 (2009) 保安検査基準 (LNG受入基地関係)</p>
<p>6 製造設備が液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則第2条第1項第20号に定める液化石油ガススタンド又はコンビナート等保安規則第2条第1項第14号に定める特定液化石油ガススタンドをいう。）である製造施設（第8号に掲げる製造施設を除く。）</p>	<p>6 高圧ガス保安協会規格KHK S 0850-6 (2009) 保安検査基準（液化石油ガススタンド関係）（当該基準中4.3.1(3)、4.3.1の解説17、4.3.2及び付属書の部分を除く。）</p>
<p>7 製造設備が天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第2条第1項第23号に定める圧縮天然ガススタンド若しくは同項第24号に定める液化天然ガススタンド又はコンビナート等保安規則第2条第1項第15号に定める圧縮天然ガススタンド若しくは同項第15号の2に定める液化天然ガススタンドをいう。）である製造施設</p>	<p>7 高圧ガス保安協会規格KHK S 0850-5 (2005) 保安検査基準（天然ガススタンド関係）</p>
<p>8 第2号から第4号まで及び第6号に掲げる製造施設であって、高圧ガス設備に設置されたフレキシブルチューブ</p>	<p>8 第2号 高圧ガス保安協会規格KHK S 0850-2 (2009) 保安検査基準（液化石油ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。））4.3.1 第3号 高圧ガス保安協会規格KHK S 0850-1 (2009) 保安検査基準（一般高圧ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。））4.3.1 第4号 高圧ガス保安協会規格KHK S 0850-3 (2009) 保安検査基準（コンビナート等</p>

保安規則関係（スタンド関係を除く。)) 4. 3. 1 第6号 高圧ガス保安協会規格KHK S 0850-6 (2009) 保安検査基準 (液化石油ガススタンド関係) 4. 3. 1
--

附則

この告示は、平成17年3月31日から施行する。

附則（平成17年9月13日告示第229号）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平成22年3月12日告示第49号）

この告示は、公布の日から施行する。